

税務通心

スポットワーカーは「国内雇用者」？

人材確保難から、スキマバイトサービス（スポットワーク仲介）を利用して、雇用者を確保している事業者もいらっしゃると思います。この場合の雇用者（スポットワーカー）は、賃上げ促進税制の「国内雇用者」に該当するのでしょうか。

1 スポットワーカーとは

スポットワーク※とは、継続した雇用関係を持たず、数時間～数日間の期日で働く、“単発バイト（スキマバイト）”を指し、このような形態で働く者を、スポットワーカーといいます。一般的に、求人側の事業者は、スマートフォンアプリなどを通じて、登録されているスポットワーカーとマッチングをし、雇用します。

2 国内雇用者とは

賃上げ促進税制を適用するには、対象となる従業員等の給与等を集計する必要があります。この対象となる従業員等を、専門用語で「国内雇用者」といいます。この「国内雇用者」の定義は、次のとおりです。

国内雇用者：法人又は個人事業主の使用人のうち、その法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された**賃金台帳に記載された者**。パート、アルバイト、日雇い労働者を含み、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主の特殊関係者は除く。

上記のとおり、国内雇用者は、賃金台帳に記載された者がベースとなります。

3 スポットワーカーと賃金台帳

賃金台帳は、事業者が作成する法定帳簿の 1 つです。スポットワーカーといえども、作成は必要です。作成に必要な情報は、大抵スキマバイトサービスのシステム内に蓄積等されており、サービス会社によっては、賃金台帳が用意されています。必要に応じてデータをダウンロードするなどをして、賃金台帳の作成を行うこととなります。つまり、スポットワーカーは、原則、賃上げ促進税制の「国内雇用者」に該当することとなります。スポットワーカーへの給与支払は、通常、サービス会社を通じて行われます。そのため他の従業員等への支払とは別となり、給与情報も分散しがちです。国内雇用者に該当する場合に、集計に含めるのを忘れてしまうケースが考えられます。ご注意ください。なお、賃上げ促進税制は、令和 6 年 4 月 1 日以後開始事業年度（個人事業主は令和 7 年分）から、中小企業者等又は一定の個人事業主は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の 5 年間の繰越しが可能です。赤字であっても算定を行い、必要に応じて申告の際に繰越しができるようにしましょう。

※スポットワークの形態として、広義には、業務委託契約を基に働く“ギグワーク”も含まれますが、本稿では、賃上げ促進税制との絡みを確認するため、雇用契約を基とした“単発バイト”のみを指して説明します。

参考：財務省「広報誌「ファイナンス」令和 6 年 12 月号」、中小企業庁「中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック」

労務通心

高齢雇用継続給付 4 月から支給率が下がります

2025 年 4 月 1 日から、雇用保険の高齢雇用継続給付の支給率が縮小されます。この給付による補てんを加味して 60 歳以降の賃金の制度設計をされている場合は、会社にとっても従業員ご本人にとっても影響の大きい変更となります。制度の概要と今回の変更点をご案内します。

1 高齢雇用継続給付とは？

ここでは高齢雇用継続給付のうち、受給されている方の多い「高齢雇用継続基本給付金」についてご案内します。高齢雇用継続基本給付金は、60 歳以後の賃金が 60 歳時点の賃金と比べて大きく減少している方（75%未満となっている方）に対し、その減少分の一部を補う制度です。支給対象となるのは、次のすべてを満たす方です。

受給資格

- 60 歳以上 65 歳未満の雇用保険の一般被保険者である
- 被保険者であった期間※が 5 年以上ある

※雇用保険の被保険者として雇用されていた期間のすべてを指します。離職等で雇用保険の被保険者でなくなった場合でも、新たに被保険者となるまでの間が 1 年以内で、その間に求職者給付（基本手当等）や就業促進手当を受給していない場合には、離職前の「被保険者であった期間」が通算されます。

現行は、支給対象となる各月に支払われた賃金の最大 15%の給付金が支給されます。この支給率が、今回引き下げとなります。

2 引き下げの対象者

今回支給率が引き下げとなるのは、次の方です。

- 2025 年 4 月 1 日以降に新たに 60 歳となった方で、左記の受給資格を満たす方
- 2025 年 4 月 1 日以降に新たに受給資格を満たすこととなった 60 歳以上の方

2025 年 3 月 31 日以前に 60 歳を迎え、すでに高齢雇用継続基本給付金を受給されていた方は、現行の支給率から変更はありません。

3 4 月以降の支給率

4 月以降の支給率は、以下のとおりです。

	2025 年 3 月 31 日以前に受給していた方	引き下げの対象となる方
支給率	最大 15%	最大 10%

支給率は、各月に支払われた賃金が 60 歳時点の賃金（60 歳に到達等する前 6 ヶ月間の平均賃金）と比べて、どの程度低下しているかに応じて決まります。75%以上の賃金が支払われている方は、引続き給付の対象外です。

昨今の人手不足から、60 歳以降の従業員は今後ますます重要な戦力となっていきます。これに伴い、多くの企業において、60 歳以降の賃金減額幅の見直しが進められています。今回の支給率引き下げは従業員の生活に大きな影響を与えるものです。対象となる従業員には、変更点についてしっかりと説明しておきましょう。